

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合
理事長 三木 秀一

個人情報保護にかかる覚書等について

平素は、当健康保険組合の事業運営に、ご理解とご協力を頂きましてお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 5 月 30 日に「個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律の一部を改正する法律」（以下、「個人情報の保護に関する法律」という。）が全面施行されたことにより、現在、当健康保険組合が実施している保健事業や、事業主様が実施の当健康保険組合を利用した健診について、下記のとおり整理が必要となりました。

また、現在、当健康保険組合では、データヘルス計画を実施しておりますが、健康保険組合と事業主様が連携（コラボヘルス）して、健康課題に組むためには、健診結果情報等の共有が必須となります。この健診結果等の個人データを共有利用する際には、個人情報の保護に関する法律第 23 条の「共同利用」を成立させる必要があります。健康保険組合と事業主様が、健診結果等の共同利用についての「覚書」の締結などを図る必要があります。

つきましては、問題点を解消し、現在の保健事業や健診事業を継続するため、「覚書」の締結と、被保険者の皆さまに対する「お知らせ」を掲示していただきますようお願いいたします。

なお、添付しています「健康診査（健康診断）及び保健指導に関する保健事業推進にかかる覚書（案）」の内容で了承いただければ、別添「「覚書」の回答用紙」を FAX していただき、後日、当健康保険組合が捺印をした「覚書」を送付いたしますので、代表者の捺印をしていただきご返送をお願いいたします。

記

1 整理すべき事項

(1) 健診に関する保有データ

当健康保険組合は、35 歳以上の被保険者に対し、事業所への巡回健診等（簡易成人病健診）や人間ドックなどを実施するため、健診機関と委託契約を行っております。その委託契約では、健診機関から健康保険組合と事業主様へ健診結果を送付することになっています。各法で定められている健診項目や対象者以外のデータ保有していることとなるため、整理が必要となります。

①事業主様は、安衛法の健診項目以外の結果を保有

（胃部がん、大腸がん、眼底などの健診項目）

②健康保険組合は、

・高齢者医療確保法の特定健康診査の健診項目以外の結果を保有

（胃部がん、大腸がん、眼底などの健診項目）

・35 歳から 39 歳の健診結果を保有

(高齢者医療確保法では、事業主が40歳から74歳の安衛法の健診結果を健康保険組合へ提供のこととなっている)

(2) 当健康保険組合の保健事業

① 特定保健指導の35歳から39歳の被保険者への実施

・ 高齢者医療確保法では、特定保健指導は、40歳以上を対象にしている

② 高リスク者に対する医療機関への受診勧奨

・ 医療機関での受診がない場合は、事業主経由で受診勧奨を行う

(レセプトを確認するので、被保険者に、あらかじめ通知または知り得る状態に置く必要がある)

2 「覚書」の締結と被保険者への周知

個人情報の保護に関する法律第23条の「共同利用」を成立させるためには、次の手続をとる必要があります。

(1) 事業主様と健康保険組合との間で「覚書」を締結し、被保険者へ周知

・ 事業主様と健康保険組合間で共有するデータや事業の目的について「覚書」を締結

・ 「覚書」の内容を、被保険者に通知または被保険者が容易に知り得る状態にする

※別添「健康診査(健康診断)及び保健指導に関する保健事業推進にかかる覚書(案)」を参照

(2) 個人情報の保護に関する法律第23条第5項に基づき、共同利用するデータ等を被保険者へ周知

・ 次の4項目について、あらかじめ被保険者に通知または知り得る状態に置く必要がある

① 共有利用される個人データの項目

② 共有利用者の範囲

③ 利用する者の利用目的

④ 当該個人データの管理について責任を有する者の氏名または名称

※別添「保健事業の共有・活用(コラボヘルス)推進のお知らせ(案)」を参照

※この「お知らせ」を事務所や食堂に掲示していただければ、「知り得る状態」になります

3 「覚書」締結までのスケジュール

(1) 別添「個人情報関係の「覚書」等について 回答用紙」を当健康保険組合へ FAX (10月末日期限)

① 「覚書」の代表者の確認

② 「お知らせ」の「共同利用する者の範囲」欄の部署名・責任者名の確認

(2) 当健康保険組合から捺印した「覚書」2部と、会社名・部署名・会社名を記載した「お知らせ」を送付

(2) 事業主側で、「覚書」2部に捺印していただき、1部を当健康保険組合へ返送

本件に対するお問い合わせ

西日本パッケージング健康保険組合

TEL: 06-6941-4635

担当: 中島